## 行政書士とちぎ

1

|  | 1 | 目次 |
| :---: | :---: | :---: |
| 上 二 | 2 | 令和3年会長年頭所感 |
| C C | 3 | 新年知事挨拶 |
| 2021 年 | 4 | 新年挨拶（栃木県議会議長） |
|  | 5 | 新年挨拶（栃木県市長会長•栃木県町村会長） |
| $4$ | 6 | 年男年女のみなさん |
|  | 12 | 栃木県行政書士会の動き |
| CONTENTS | 12 | ○第3回理事会 |
|  | 12 | ○都市計画法改正研修会実施 |
|  | 13 | ○丁種封印指定研修会の開催 |
|  | 13 | ○シリーズ「相続」第4回研修会開催 |
|  | 14 | ○東京出入国在留管理局宇都宮出張所で無料相談会を実施 |
|  | 14 | ○風俗営業許可研修会の開催 |
|  | 21 | 支部だより |
|  | 21 | 日行連だより |
|  | 22 | 栃木県行政書士カレンダー（2月） |
|  | 23 | 代理権を行使することで行政書士の社会的地位の向上に努めよう！ |
|  | 25 | 業務情報 |
|  | 26 | おじゃましま～す！ |
|  | 27 | 支局かわら版（宇都宮） |
|  | 28 | 研修会のお知らせ |
|  | 31 | 申請取次行政書士の動向 |
|  | 32 | 会員の動き |
|  |  |  |

## 529

今月の表紙

## 渡良瀬遊水地（栃木市）

夜明け（○ H＿Harry クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示4．0国際））を改変して作成


新年おめでとうございます。
昨年は，新型コロナウイルス感染症に振り回された 1 年でありました。その困難な状況の中，会 の事業を執行するため，当会の役員そして会員の皆さまにご尺力いただきました。誠にありがとう ございました。

さて，行政書士法は，昭和26年2月に制定されてから，今年70年の節目を迎えます。多くの皆さまのお力添え，支持があり行政書士制度は，発展してまいりました。心より感謝申し上げます。 その行政書士法は，幾度か改正が積み重ねられましたが，昨年の12月に改正された条項が本年 6月4日に施行されます。

この改正は，「行政書士の業務が多様化する中にあつて，一層国民のニーズを的確に把握し，国民の権利利益の実現に資することが求められている。このため，行政書士の業務の安定性を確保す るとともに，国民に対する，より質の高いサービスの提供を実現する見地から」改正されたもので す。その改正内容は，次の 3 点となります。

1 行政書士法の第1条（法律の目的）に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記 されたこと
2 社員が一人の行政書士法人の設立等が許容されたこと
3 行政書士会による注意勧告に関する規定が新設されたこと
私たちは，上記の改正理由を玩味し，何故このように改正されたのか，その意義をもう一度考え，「より質の高いサービス」を提供して行かなくてはなりません。
改正された行政書士法第1条の文言を借りて述べますと，私たちには，行政書士法で与えられた権限あります。私たちは，その権限を活用し業務を適正に行うことにより，行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し，もつて国民の権利利益の実現に資すること目指さ なくてはならないのです。行政書士としての職務上の責務，使命です。

会員の皆さまが，その責務，使命を果たせるよう，当会は，業務改善進歩に必要な講演会又は研修会を開催する等の事業，地域に暮らす人々が良くなるような行政書士としての社会貢献事業等々 を，本年も進めてまいりたいと存じます。

現在の状況下では，当分の間，新型コロナウイルス感染症に対し予防策を講じながらの，窮屈な事業執行とならざるを得ません。会員の皆さまのご理解とご協力をお願いするとともに，この悪疫 が一刻も早く終息し，普通に当たり前に事業が遂行できることそして皆さまの本年のご活躍を願い，私のご挨拶といたします。

## 令和3（2021）年新年知事あいさつ 杤木県知事 福 田 富－

栃木県行政書士会の皆様，あけましておめでとうございます。栃木県行政書士会の皆様には，日頃から，県民や企業と行政を つなぐパイプ役として，御尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

年頭に当たりまして，私の所信を申し上げます。
私は，昨年の知事選挙におきまして，多くの県民の皆様から御支援をいただき，引き続き県政を担わせていただくこととな りました。県内各地で県民の皆様の切実な声やふるさと＂とち ぎ＂に対する熱い思いをお伺いし，改めてこれからの県政を担 ら責任に身が引きしまる思いであります。今後とも，「県民中心」，「市町村重視」を基本にしつつ，「地域重視」の視点や デジタル化の動きも取り入れながら，スピード感を持って県政
 の課題に果敢に取り組んで参る決意であります。

さて，昨年，世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は，あらゆる社会経済活動に大きな影響 を及ぼしており，県民生活や地域経済は先の見えない不安と危機の中にあります。現下の感染状況 や経済動向等を的確に見極めながら，県民の命と健康を守り，県民生活や地域経済への影響の最小化を図るため，必要な対策に万全を期して参ります。
また，令和元年東日本台風で受けた甚大な被害からの復旧•復興に着実に取り組むとともに，気候変動の影響により頻発•激甚化する自然災害に備え，災害対応力の更なる強化を図って参ります。

現在，県では，栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に続き，令和3（2021）年度から 5年間の県政の基本指針となる「とちぎ未来創造プラン（仮称）」の策定を進めております。プラ こに掲げる栃木県の目指す将来像「人が育ち，地域が活きる 未来に誇れる元気な＂とちぎ＂」の実現に向け，「人材育成」，「産業成長」など 5 つの重点戦略により，とちぎの未来を担う人づく り，未来技術を活用した次世代産業の創出•育成，県民の健康づくり，防災•減災対策など，新し いとちぎのかたちを描き，次の世代につなげる取組を積極的に推進して参りたいと考えております。
特に，人口減少対策につきましては，2年目を迎える栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 15 （いちご）戦略（第 2 期）」に基づくプロジェクトと連携を図りながら，社会全体で結婚から妊娠•出産，子育てまでを切れ目なく支援する環境づくりを推進するとともに，新型 コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした，人々の行動•意識•価値観の変化に伴ら地方への関心の高まりを的確にとらえ，「関係人口」の創出•拡大や移住•定住の促進などに取り組んで参 ります。

今年の夏には，1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催さ れ，来年には，栃木県で第 7 7 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第 22 回全国障害者ス ポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」が開催されます。これらの成功に向けて，県民の皆様をはじ め，市町や関係機関等と連携して，万全の準備を進めて参りますとともに，開催を契機として，栃木県の魅力•実力を国内外に効果的に発信することにより，杤木県の魅力を広めていただく「栃木 ファン」の創出•拡大に努めて参ります。
知事5期目の新たな年を迎えるに当たり，私自らがオールとちぎの先頭に立ち，栃木県の輝く未来の創生に向けて挑戦して参りますので，より一層の御理解と御支援をお願いいたします。

本年が栃木県行政書士会の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして，新年の御挨拶といたします。

会員の皆様，新年おめでとうございます。
皆様には，希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
昨年3月，私は，諸先輩方が築かれた歴史と伝統ある杤木県議会の第107代議長に就任いたしました。以来，議長としての使命と責務の重さを強く自覚し，公正中立で活気あふれる議会運営 に全力で取り組んで参りました。

その重責を果たしながら新春を迎えることができましたのも， ひとえに皆様方の温かい御支援，御協力の賜と，心から感謝申し上げる次第であります。


さて，近年，激甚化•頻発化する自然災害により，全国各地で未曾有の被害が発生し，比較的災害が少ないと言われた本県においても，これまで経験したことの ない甚大な被害に見舞われ，現在も復旧•復興の途上にあります。

最終年度となった「防災•減災，国土強勒化のための三か年緊急対策」により，国と地方が一体 となって短期•集中的に取組を進めているところですが，県議会といたしましても，県民の皆様の安全•安心な暮らしを守るため，改良復旧を積極的に導入し，防災•減災，国土強靱化対策の更な る推進を，引き続き国等に対し強く働きかけ，災害に強い地域づくりを進めて参ります。

また，昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，新しい生活様式が構築されるなど，世界規模で日常生活が大きく変化し，地域経済にも甚大な影響をもたらしております。未だ収束が見えない中にあって，感染防止対策と社会経済活動の両立という，非常に難しい舵取りが求められ ておりますが，未曾有の事態に手探りの対応となってしまった昨年の反省を活かし，県執行部と一丸となって先手先手の危機管理対応に努め，コロナ禍を克服し，力強い成長へと展開して参ります。今後は，「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化の更なる推進を図り，経済発展と社会的課題の解決を両立する社会「Society5．0」の実現に努めて参ります。
今年は1年延期となった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が，そして，来年には本県で第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」が開催されます。

こうした機会を飛躍のチャンスとして捉え，栃木県が魅力にあふれ輝き続けるために，県議会の果たす役割と責任は大変大きいものと感じております。

誰もが夢や希望を持って安心して暮らせるとちぎを目指し，地方創生の更なる深化のため，引き続き全力を尽くして参ります。

どうか皆様方におかれましては，「行政手続きの専門家」•「街の法律家」としてのお立場から，行政運営の円滑化や県民の生活向上のため，今後とも御尽力賜りますようお願い申し上げます。結びに，栃木県行政書士会のますますの御発展と，本年が皆様方にとりまして素晴らしい年とな りますことを心からお祈り申し上げ，新年の挨拶といたします。

## 新春挨摃

## 栃木県市長会長 佐 藤 采

新年，明けましておめでとうございます。
年頭にあたり，県内市長を代表いたしまして，御挨拶を申し上 げます。

さて，昨年を振り返りますと，新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が，県内の経済•市民生活にも甚大な影響を及ぼしまし た。県内 14 市におきましては，国や栃木県をはじめ，多くの方々との連携•協力のもと，感染拡大防止や雇用•経済対策など，各種施策に全力で取り組んでまいりました。

本年も引き続き，感染拡大防止と経済活動の両立に向けた施策
 に全力で取り組むとともに，デジタル化などの顕在化した問題や近年の頻発•大規模化している災害への備え，人口減少，少子•超高齢化などの喫緊の課題に対し， これまで以上に 14 市相互の協力や栃木県，栃木県町村会などとの連携を強化しながら，県民の皆様がより安心•安全に暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

結びに，栃木県行政書士会の皆様におかれましては，行政手続の専門家として，また，地域住民 と行政のパイプ役として，今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに，貴会のま すますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ，新年の御挨拶といたします。

## 新 年 挨 撸

杤木県町村会長 古 口 達令和 3 年の新春を迎え，謹んで新年のご挨拶を申し上げます。行政書士会の皆様には，つつがなく新しい年をお迎えのこと と，心よりお慶び申し上げます。

目まぐるしく社会情勢が変化していく中で，住民と行政をつ なぐ架け橋として，ご尽力いただいております行政書士の皆様 に対し，深く敬意を表する次第であります。
昨年は，新型コロナウイルス感染症の流行により，町村財政 や経済活動に甚大な影響を及ぼした 1 年でありました。一方で， テレワークなど新しい働き方の普及や地方移住への関心の高ま
 りもあり，地方がクローズアップされた年でもありました。
未だ困難な状況の中ではありますが，この様な時こそ我々栃木県町村会11町は，栃木県，栃木県市長会などとの連携を一層強固なものとし，地域住民のために全力を傾注して参る所存です。行政手続きの専門家であります行政書士の皆様におかれましては，今後とも町村行政の円滑な遂行と地域住民の福祉の増進に対し，ご理解，ご協力を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。年の始めに当たり，栃木県行政書士会のますますのご発展と，皆様にとって幸多き一年でありま すようお祈り申し上げ，新春のごあいさつといたします。

## 総ての物事を見極め判断する「見る目」を学ぶ

毎日，新型コロナの情報が入ってきます。その話題にならない日はありません。それは，すでに私たちが 3 つの①病気（2）不安（3）差別の感染症と闘っているからでしょう。

私達の日常生活において様々な場面で判断や決断が必要な時が あります。

私達は物事を特定の一つの視点からしか見ていないことが多々 あります。情報についても様々な角度から眺め理解する必要があ ります。現場に出かけ情報や他人の意見に左右されないで世の中 の流れを敏感に感じる目「魚の目」，また鳥のように高い位置か ら「俯瞰的」に全体を見て物事を判断する目「鳥の目」，また，目の前にある課題や物事の状況をより深く見る目「虫の目」にな れば今まで見えなかったものを見ることができるでしょう。何事にも「鳥の目」，「虫の目」，「魚の目」 3 つの目で判断できる人間になりたいと思っています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い生活も一変し，落ち着かない日々が続いておりますが会員 のみなさまにはお身体どうぞご自愛ください。

## 映画ファン

私は，高校の修学旅行先の京都で，黒澤明監督の映画「七人の侍」を見て，映画の面白さに大興奮したことを覚え ております。

彼の作品で，「七人の侍」が一番多 くの人に鑑賞され，最高傑作と評され ました。

ストーリーは，貧しい農民達が，夜盗から村を守るため，七人の侍を雇い，野武士達と闘ら娯楽アクション映画で す。彼の作品は娯楽的なものと，理想的シリアスなものもありますが，娯楽的な方が傑作が多く「野良犬」「隠し砦の三悪人」「用心棒」「椿三十郎」「天国と地獄」「デルス・ウザーラ」等は，私の好きな作品 です。「七人の侍」は，後にハリウッドでリメイクされ，西部劇「荒野の七人」として世界で大ヒ ットしました。

昨今，アニメ映画「鬼滅の刃」が大ヒット中とか。コロナウイルスが落ち着いたら，シネコン通 いをしたいと思っております。

今年の年男ということで，写真と何か書くようにとの依頼がきました。しかし，これといって趣味もないこと ですので，どうしたらいいか・••

こんな状況ですので，まず写真を確保するため，妻に頼んで那須塩原の河畔公園に写真を撮りにいきましたの で，そのときの写真を添付しました。

旧黒磯市生まれ，黒磯小学校，黒磯中学校，黒磯高校卒ですので，地元の公園には年数回行っていますので，今では一番親しみがある場所です。


鯉が泳いでカモもいて，家族連れの遊び場で，のどかな風景は相変わらずでした。
当日は晴れですが，風が強く，寒さが厳しく感じました。
私も今年 72 歳，歳と共に寒く感じるものですね。
今年はコロナ禍をなんとか凌いで，皆様と一緒に元気に過ごしましょう。

## 我が人生を願みて

塩那支部 矢口正則
栃木県行政書士会に入会し「あれから43年」，色々な業務を熟し てきました。入会当初は仕事のイロハも分からず，会の主催する各種研修会へ貪欲に参加したものです。様々な分野の仕事を手がけてきて，今自分の人生を振り返り満願の思いである人生であったと自己満足し ております。

昨年は四国霊場遍路の旅に出かけ，四国の方々の暖かい＂ご接待＂ に触れ心休まる良き旅路となりました。

今でも仕事は現役で，登山が趣味な私は関東甲信越•東北の日本百名山登頂を目指し，弛まなく挑戦中です。人が3日間かかる山行なら， $4 ~ 5$ 日をかけゆっくりと温泉を楽しみながらの山行です。今までは がむしゃらに仕事をこなしてきましたが「もう良いでしょう」＂水戸黄門様＂これからは肩肘を立てずゆっくりと生きたいものです。

新年を迎え新たな気持ちで歩んで往こうと思うと共に，これからの皆様へエールを送り，ご健勝をご祈念申し上げます。


## 所 感

## 塩那支部 鈴木文男

新年あけましておめでとうございます。
昨年は，新型コロナウイルス感染が拡大し，三密の回避など人々との距離を考えさせられた 1 年 でした。人との距離は空けても心の手は心掛けたいものです。一日も早く収束すると良いですね。

今年6回目の干支を迎えます。退職後は友人と旅行をするのが楽しみの一つでしたが，コロナ禍 で，自粛の毎日です。また，季節野菜作りをして楽しんでいます。近所の人達に配りながら，喜ぶ笑顔を見るのがうれしいですね。

さて，行政書士会員として10年が経過いたしましたが，社会情勢の変化に伴い，果たす役割は大きいと感じています。行政手続の変様に戸惑う点も数々ありますが，一生勉強のつもりで，精進 したいと思います。

会員皆様の健康を願い，素晴らしい年となりますようご祈念申しあげます。本年もどうぞよろし くお願いいたします。

## 「寅さん」と「落語」と「アルゼンチンタンゴ」 宇都宮支部 小 室 明 男

漫画家の故高井研一郎先生と私の交流は，映画「男はつらいよ」 から始まりました。先生が寅さんファンであり，落語が好きで，音楽はポルテニア音楽，アルゼンチンタンゴが好きだということ で，私と趣味が全く同じで話が合い，ご自宅までお邪魔して趣味 の話をし，お得意のマジックも見せていただきました。

私が広報部担当の頃，無理を承知で会のキャラクターを描いて ほしいとお願いしたところ，間を置かず届いたのです。「アドち やん」の誕生です。

この時，私の道楽が会のために少しはお役に立ったかなと嬉し くなりました。


届いた画を見てビックリ！！。キャラクターの顔は高井先生の代表作である「総務部総務課山口六平太」の六平太そのものでした。
単位会でキャラクターを持っている会は少ないと思います。これからも大切に会の顔として，「アドちゃん」に頑張ってもらいたいと思います。

## 気がつけば，モ一六十路

誠実，温厚，勤勉，実直が＂売り＂と言われる丑の年に生まれて半世紀と 1 0 年。幸運なことに，ステーキ店の鉄板に乗ることもなく，子育てと無縁のミルクも絞られず，何とか「干と支」を一巡すること になりました。

今年は「書士」議員となつて15年目を数える還暦の1年。今こそ原点に還り，牛の如く腰を据えて，皆さんを取り巻く課題や問題をす り潰すまで咀嚼しながら，与えられた使命を果たしつつ，書士会発展 のために力を尽くす所存です。

丑年は「我慢の年」とも言われますが，報われない我慢ほど辛いも のはありません。（頑張った）すべての皆さんが一日でも早く四角い布から解放され，清々しく，輝かしい朝を迎えられることを心から願
 っています。

## 変化の一年

塩那支部 北 原 八重子
昨年一月から三月まで休業した。
外反母趾で足指三本の骨切手術を受け，二週間の入院生活をしたか らだ。

県北の大学病院は，外反母趾手術で有名な医師がおり，全国から患者が来院すると言う。私の同室患者は，埼玉県，千葉県，茨城県から， まるで海外旅行にでかけるようなスーツケース持参でいた。長期入院 の彼女達との生活は一期一会。それに食事はおいしく楽しい入院生活 だった。退院後，「Go T o トラベル」の恩恵を受け，季節ごとに旅 に出た。スタスタと楽に長時間歩けるようになり調子が良い。

振り返ると，あの時手術を決断して良かったとつくづく思っている。今は三度目の「ハワイ島」旅行実現を目標としている。


## 原点回帰

私は，日照権問題で悩んでいた時期がありました。その時に「法律で解決出来ない事がある」と知りました。行政書士試験の時に「法律で解決出来ない問題をかかえている人の為に働きたい。」 とこの経験から書きました。

先日，大山捨松さんの大山夫人としての偉業にふれ，感銘を受 けました。私のこれまでの社会活動を振り返りました。

それ以前に，アンデス山脈の民話「はちどりのひとしずく」に も人生観を揺さぶられました。山火事が起き，他の動物たちは，我れ先にと逃げました。その時，一匹のはちどりがひとしずくの水をくわえて山へ向いました。「ひとしずくの水で山の火が消え るか」と他の動物たちは笑いました。「私は私の出来る事をする だけ！」はちどりは答えて物語は終わります。


私もはちどりと同じく小さな人間です。決して大きな力を持っていません。
今，社会はコロナ禍で混乱しています。いえ，それ以前より高齢化問題やひきこもり，成人の学習障害者等々の悩みをかかえている人はたくさんいます。

微力な私ですが「法律では解決出来ない問題」をかかえている人たちに少しでもお役に立ちたい と思う日々です。

障害のある子をどう社会に適応させていこうか？はたまた「老後に親子で暮らせる施設が欲しい です」等の声が耳に残ってます。

## おかげさまで七十二年

小学生時代，給食のカレーが美味かつた。
中学生時代，部活は柔道部，郡大会は優勝した が，県大会は一回戦敗退。高校生時代，男四人で スバル 3 6 0 c c に乗り，阿字ヶ浦の民宿に泊ま った，あの夏の日。二十代，「宇都宮大学の封鎖解除」正門の内側には同級生。私は門の外で機動隊の服を着ていた。機動隊員としては，「東峰十字路事件」や「渋谷暴動事件」に出動した。四十代，パチンコ店における強盗致傷事件検挙。五十代，俺たちの明日を熱唱していた。六十代，行政

宇都宮支部 大鹿幸雄
書士事務所を開業。令和二年，業務歴十年。これからは，二度目の東京オリンピックを見ることを楽しみにして，さあがんばろうぜ！！

## 思いがけない贈り物

## 塩那支部 伊藤里子

私が定年退職をして数日が過ぎた日，花キューピットで黄花の蘭の鉢植えが届き，そこには手紙 が添えてありました。それは，私が 40 代の頃に窓口で対応した方からで，その時の様子が事細か に書かれてあり，鄭重なお礼が記されていました。自分は仕事として当然なことをしただけなのに，時が経過しても心に留めていただき，新聞で私の退職を知り，贈ってくださったとのことです。

私は恐縮して，さっそく電話で感謝を伝えたところ身に余るお言葉をいただき，かえつて気恥ず かしくも，とても嬉しかったことを今でも忘れられません。

今後も，色んな出会いを大切にしていきたいと思います。

## 「還暦を迎えて」

新年明けまして，おめでとうございます。
この一月で，還暦を迎えますが，実年齢と精神年齢のギャ ップに愕然とさせられるばかりです。二十代の私から見た当時の六十代の方は，落ち着きがあり人生経験豊富な人生の師 と呼ぶに相応しい存在でした。ですが，今の私は落ち着きの ないそそっかしいそこつ者です。

何とも情けない限りですが，父が亡くなって四年，周りの皆様に支えられ，事務所経営も私なりにこなせるようになっ てきました。まだまだこの年でも伸びしろがあると信じて， これからも私なりに精進してまいりたいと思います。


## 丑年に想う

2021年，丑年の年女ということで寄稿させていただき ます。

振り返ってみますと前回の丑年，2009年時点で私は 36 歳。 5 歳• 3 歳• 1 歳の 3 人の子育てに追われ，行政書士資格は持っていたものの，開業のイメージすら未だ無い状態でした。

その 4 年後，周囲の協力もあり栃木県行政書士会に入会。優しい先輩方と同期に恵まれ，経験ゼロからスタートした行政書士業務も，今年でやっと8年目を迎えます。

コロナ禍の中迎える新年ですが，これまで自分を支えて下 さった方々に感謝し，今の絆を大切にして一歩ずつ，牛歩の歩みでも前進していける一年にしたいと思っております。会員の皆様方も，お身体ご自愛の上，ご一緒に良い年にして参 りましょう。

小山支部 高 橋 真 知 子


## 謹賀新年

あけましておめでとうございます。
行政書士会に入会して 7 年が経過しました。ま だまだ未熟なところが多く，苦慮していることが とても多いですが，周りの諸先輩の方々のご指導 のおかげで今までやることができました。この場 を借りて御礼申し上げます。

私の今までの仕事経歴を振り返ると，サラリー マン生活よりも自営業の期間が長いです。自営業 はいつでも仕事時間にすることが可能であり，裏 を返せばだらだら仕事をしてしまうこともありま す。このような生活を長年続けてきたおかげで健康的な生活習慣が出来ていません。本年は健康的 な生活を確立できるよう自己管理していきたいと思います。

小山支部 片 柳 秀 明


写真を見てびっくりしました。6回目の年男はすっかり おじいさんですね。悩みましたが，そのまま広報部に送る ことにしました。

さてサラリーマン生活を止め平成 9 年の開業ですから，私は24年の経歴，中堅でしかありません。しかしその間 の技術革新スピードは速かった。手書きがワープロになり，紙の申請が電子申請に変わってきました。だから24年の らちに色々なことを覚えました。昨年はコロナウイルスが猛威をふるいました。それで支部理事会をオンラインです ることを覚えました。まだまだ色々なことを覚えねばなら ないのでしょうが，特にこれからは終活について検討して
 いきたいと思います。そして終活に悩む方々のよき相談相手になれれば幸いと考えています。

## もう 60 歳，まだ 60 歳！！

皆さま，明けましておめでとうございます。
小山支部の本橋俊一です。
私も，今年の 2 月で 60 歳になります。
サラリーマン人生にピリオドを打ち，開業して3年目に入りました。もう 6 0 歳などと言っては，70•80代で バリバリ仕事をしている大先輩方に叱られるかもしれませ んネ。

若い頃に比べて日常生活で変わったと言えば，圧倒的に運動をしなくなったことです。 2 0 代から 4 0 代は暇さえ

小山支部 本 橋 俊－


谷口浩美さんと あれば走っていました。そして各地域の市民マラソンに参加し自己ベスト更新にチャレンジしてい ました。

運動と自己啓発と程々の暴飲暴食。それが健康維持と仕事のやる気アップになっていたようです。 そうだ！今年からまた走ろう！

## 生涯勉強，生涯楽しく

明けましておめでとうございます。丑年の年男というこ とで寄稿させていただくことになりました。
私は昨年5月本会に入会した一年生で，今年2月に還暦 を迎えます。勤め人ならば定年を迎える年齢ですが，行政書士には定年がないので年齢など気にせず，気力•体力が許す限り仕事を続けて行けたらいいなと思っています。

現在は，行政書士会の研修等で諸々勉強中の身ですが，生涯勉強しながらできるこの仕事に就けたことに感謝して います。


私生活での最近の楽しみは，ドライブ，ツーリング，落語等々です。バイクは数年前にリターンし，改めてその楽しさに魅了されています。落語は，月に一度のペースで東京へ寄席通いする程度です が，最近はコロナの影響であまり行けないのが残念です。

今後も健康に気を付けて，仕事も趣味も末永く続けていきたいと思っています。

## 杤木県行政書士会 の動き

## 第3回理事会

12月18日（金）13時30分から
コンセーレ（栃木県青年会館）大ホール
－開会に続きご逝去者に対し，黙㤽。
報告事項（1）日行連の近況について
（2）令和 2 年関東地方協議会連絡会 について
（3）令和2年度行政書士試験実施結果について
議長の就任及び議事録署名人•書記の任命の後，議案審議に入る。

## 第1号議案 令和 2 年度事業進捗状況について

第2号議案 栃木県行政書士会大規模災害対策本部設置に関する規則の設定について
第3号議案 杤木県行政書士会役員選任規則の改正について
第4号議案 栃木県行政書士会綱紀委員選任規則 の改正について
第5号議案 栃木県行政書士会申請取次行政書士
管理委員会規則の改正について

第6号議案 議案第2号から第5号における字句
の一部修正委任について
いずれも可決された
以下の協議事項につき，協議が行われた。

- 栃木県行政書士会会則の改正内容について
- 令和 2 年度定期総会質問書に関する対応につ いて
－支部長からの要望について

（広報部 室賀芳明）


## 都市計画法改正研修会実施

11月27日（金）13時30分から宇都宮市文化会館において，都市計画課開発指導担当の久保田智副主幹に講師をお願いし，本年 4 月から改正になつた都市計画法運用の要点について研修会 を開催しました。

市町に権限移譲のされた地域もありますが，基本は栃木県の運用基準になりますのでこの基準に


ついて理解することが必要になります。
まず，区画形質の変更の具体的明示，添付書類 の簡素化，変更許可と届の取り扱いの明確化がさ れました。一番大きな変更は 1 ha 未満の開発に おける公園等の設置基準の緩和がありました。そ の他立地基準についても変更がありましたので，実務を行っている会員は十分ご注意ください。

参加者は総勢 1 9 名で，実務を行っている会員 ばかりのようでしたが，参加されなかった会員も十分ご注意ください。

また，構想段階ですが国土強靭化対策の一環と して，「自然災害の頻発•激甚化を踏まえた開発許可制度の見直し」についての話があり，令和 4年4月の運用開始の話がありましたので法改正に注目していきたいと思います。
（土地利用開発部 佐藤栄一）

## 丁種封印指定研修会の開催

12月8日（火）13時30分から宇都宮市総合コミュニティセンター大集会室に関東運輸局栃木運輸支局 上席登録官 横濱稔幸様をお招き し「丁種（行政書士会）の封印委託業務」につい て講義をいただきました。

今回の指定研修会は，丁種封印会員が年に1回受講することが義務とされており，丁種封印会員全員が受講いたしました。研修では運輸支局の担当官より直接詳しい話が聞け，実務に直結した講義となりました。

また，封印管理委員会相山副委員長より事故防止策が説明され，会員への注意を呼びかけました。研修会終了後の 14 時 30 分からは，事前研修


受講者 5 名は丁種封印業務等自動車登録業務に十分精通した行政書士であるかどうかを考査する
「丁種封印事前研修会効果測定」が実施されまし た。
（運輸交通風営部 田代勝康）

## シリーズ「相続」第4回研修会開催

12月14日（月）13時30分から16時 40 分まで栃木県教育会館において，シリーズ「相続」第4回研修会が会員30名の参加をいた だき開催されました。

今回は 2 部構成で，第 1 部は国際部部長であり ます深見史会員による「外国人の相続」について講義いただきました。

まず，外国人を含む相続問題を考える上で，裁判管轄が日本であるのか，法の適用に関する通則法36条により，被相続人の本国法によるのか，本国を決定するためにいかなる国籍であるか，を検討すること等が重要となる。以上を踏まえ具体的な事例の解説をしていただきました。また，各国の法律は日々変わつてしまうので，調心゙る上で注意が必要であるとのご助言もいただきました。

研修を通して，外国人を含む相続関係について，通則法，準拠法，民法，戸籍法，国籍法等の理解


を深め，事案に内在する問題点の洗出し，そして解決方法について高度な知識を身につけなければ ならないと感じました。

第2部では，市民法務部の専門員であります亩山伸人会員による，「成年後見が関係する相続の進め方」をテーマに講義が行われました。内容は，成年被後見人が死亡した場合，成年後見人による死後の事務，成年後見人が相続人である場合等そ れぞれの状況下での相続手続きでの当事者の関わ り方，家庭裁判所との関係等について事例を用い た解説をしていただきました。


成年後見制度に行政書士としてかかわることは難しいことですが，誰しも後見人候補者となるこ とはできますので，もし機会があればチャレンジ していただきたいと思います。
（市民法務部 大橋勝典）

## 東京出入国在留管理局宇都宮出張所で無料相談会を実施

12月8日（火），9日（水）と 2 日間にわた つて，午前 10 時から午後 3 時まで，東京出入国在留管理局宇都宮出張所で無料相談会を実施した。


相談件数は8日は 0 件， 9 日には 5 件で，今年宇都宮出張所が移転し，宇都宮法務総合庁舎内の別室を使用したこともあり昨年より相談者が少な かった。

相談内容としては，在留資格認定，在留期間更新やコロナウィルス感染症の影響による再入国に関する相談などに対応した。
最後に，同出張所長に相談会の機会を設けてい ただいたことについてお礼を述べ，入管局を後に した。このような相談会が，来庁する外国人や入管局のスタッフにとって一助になれば幸甚だとの感想を覚えた。

## 風俗営業許可研修会の開倠

令和 2 年 12 月 15 日午後 1 時 30 分から宇都宮市文化会館 3 階第 2 会議室に栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課 課長補佐 別井則崇氏，公益社団法人 栃木県防犯協会地域安全対策係長風俗環境浄化協会調査官 君島正彦氏をお招きし，会員15名の参加の下開催され た。

前半は，君島氏から「現場調査から見る問題点について」講義をいただきました。主な内容 といたしましては，県内の申請状況についてお話をいただき本年度は前年より減少の傾向であ ること。また，現場調査から見る問題点として施錠の問題点や室内の照明，遮蔽物による見通 しの問題点をご説明いただきました。


後半は，別井氏から風俗営業の種類や営業制限区域について法律に沿つて説明していただき ました。詳しい内容につきましては次ページか ら掲載している資料をご覧ください。


講義で使用した資料は当会からお願いし県警本部で作成していただきました。会員への周知 の為，会報に掲載することの了承をいただきま したので，参考にしていただければ幸いです。
（＊実際に業務をされる場合は各自ご自身でお調べいただく，または管轄の警察に確認するよ うお願い申し上げます。）
（運輸交通風営部 田代勝康）

## 栃木県行政書士会運輸交通風営部からのお願い

この資料は，講師である栃木県警察本部 生活安全部 生活安全企画課ご担当者様の許可を頂き，そのまま掲載しております。

内容はあくまでも，栃木県の令和 2 年 12 月 15 日時点のもの となりますので，申請する際は，ご自身で担当部署に確認の上，申請願います。


## 行政書士会講習資料 <br> 生 活 環 境 锞令和 2 年12月15日

1．関係法令
－風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
（規則）
○栃木県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 （条例）
○栃木県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則
（条例規則）
＊ $2 . \sim 6$. については， 1. の関係法令を確認願います。

2．風俗営業の種別【資料1】
法第2条第1項

3．営業制限地域
【資料2】
法第 4 条第 1 項第 2 号
条例第 2 条
条例規則第 2 条

4．申請者の欠格事項【資料3】
法第4条第1項第1号から10号
規則第 6 条の 2

5．管理者の欠格事項【資料3】
法第2 4 条第 2 項
法第4条第1項第1号から4号まで又は第6号から9号まで

6．構造設備が許可基準に適合しているか【資料4】
法第 4 条第 2 項第 1 号
規則第 7 条

【資料1】
風俗営業等の許可申請種別と許可証名称

| 種 別 | 営業の種 類（実 態） | 許 可 証 名 称 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 待合，料理店，料亭等の和風営業 | 料理店営業許可証 |
| 風俗 1 号 | キャバレー，カフェー，クラブ等の和風以外の営業 | 社 交 飲 食店営業許可証 |
| 風俗 2 号 | 低照度飲食店 | 低照度飲食店 営業許可証 |
| 風俗 3 号 | 区画席飲食店 | 区画席飲食店営業許可証 |
| 風俗 4 号 | まあじやん屋 | マージャン店 営業許可証 |
|  | ばちんこ屋等 | パチンコ店等 営業許可証 |
|  | 射的，輪投げ，スマートボール等 | その他遊技場営業許可証 |
| 風俗 5 号 | ゲームセンター，ゲーム喫茶等 | ゲームセンター等営業許可証 |
| 特定遊興飲食店 |  | 特定遊興飲食店営業許可証 |

## 【資料2】

## 風俗営業等の規制の内容

—営業地域の規制—

凡例（ㅇ）営業許可地域
営業禁止地域

|  | 営 業 種 別 | 風営条例第 2 条第 1 項第1号に規定する地域 | その 他の地 域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 風 } \\ \text { 僕 } \end{array}$ | 1 号～5号 |  | （0） |
|  |  |  |  |
|  | 既得権により許可を受けた営業 | （0） | （0） |
| $\begin{aligned} & \text { 性 } \\ & \text { 風 } \\ & \text { 関 } \\ & \text { 連 } \\ & \text { 特 } \\ & \text { 柾 } \\ & \text { 業 } \end{aligned}$ | 店舗型性風俗特殊営業 <br> 1 号営業（個室付浴湯業） <br> 2 号営業（個室マッサージ） <br> 3 号営業（ストリップ，のぞき劇場など） <br> 4 号営業（モーテル，ラブホテル， |  |  |
|  | 5 号営業（アダルトショップなど）店舗型電話異性紹介営業 | （宇都宮市江野町， | 池上町の一部を除く） |
|  | 既得権により届出した上記営業 | （0） | （0） |
|  | 無店舗型性風俗特殊営業 | （） | （0） |
|  | 映像送信型性風俗特殊営業 | （0） | © |
|  | 無店舗型電話異性紹介営業 | （0） | （0） |
| $\begin{array}{\|l} \hline \text { 䇜 } \\ \text { 食 } \\ \hline \text { 监 } \end{array}$ | 深夜酒類提供飲食店 |  | （0） |
|  | 既得権により届出した上記営業 | （0） | （ |
|  | 特定遊興飲食店営業 | 風営条例第15条に規定する営業所設置許容地域なし | ホテル，旅馆の施設内に所在し，設曽が許容される場合は営業所設置可 |

※ 風営条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する地域とは，都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一•第二種低層住居專用専用地域，第一•第二種中高層住居専用地域，第一•第二住居地域，準住居地域，田園住居地域。
※ このほか，風俗営業にあっては，学校，図書館，児童福祉施設，病院，診療所等の敷地の周囲か ら100メートル以内（規則で定める地域にあっては，その定める距離以内），風俗関連営業は，学校，図書館，児童福祉施設，病院，信療所，博物館，専修学校，各種学校等の敷地の周囲から 200 メートルの区域内は，それぞれ規制を受けます。

風営法及び建築基準法に定めた制限地域

| $\begin{array}{\|c} \hline \\ \\ \text { 法 第 } \\ 2 \\ \text { 2 穼 } \\ \text { 一項 } \end{array}$ | 区 分営業の種別 | 都市計画法で指定した用途地域別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\frac{\text { 第 }}{\text { 種 }}$ | $\begin{aligned} & \frac{\text { 第 }}{\left(\frac{\text { 種 }}{6}\right.} \\ & \text { 専 } \\ & \text { 雭 } \end{aligned}$ | 第 種 品 高 䍚 居 | 第 熏 専 地 域 | 第 |  | $\begin{array}{\|l} \hline \text { 準 } \\ \text { 隼 } \\ \text { 㐌 } \\ \text { 地或 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 田 } \\ & \text { 園 } \\ & \text { 㩦 } \\ & \text { 地 } \\ & \text { 域 } \end{aligned}$ |  | 商 <br> 童 <br> 域 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 準 } \\ \text { 業 } \\ \text { 地 } \\ \text { 域 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 工 } \\ \text { 業 } \\ \text { 地 } \\ \text { 域 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { T } \\ & \text { 業 } \\ & \text { 惠 } \\ & \text { 地 } \\ & \text { 域 } \end{aligned}$ | そ の 他 の 地 域 |
|  |  | 風！ | 目： | 目！ | 园： | 圆！ | 風； | 囫！ | 偊揵 | 岡： | 風湕 | 風！ | 圆： | 風倳 | 風： |
| 1 号 | 料理店・カフェー等 | $x: x$ | x： x | $x$ ：$x$ | x：$x$ | $x$ ： x | $x$ | $x: x$ | $\times 1 \Delta$ | $0: \times$ | $0: 0$ | 0：0 | 0： x | 0： x | $0: 8$ |
| 2 号 | 低照度飲食店 | $x: x$ | $x$ ：$x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x$ | $x: x$ | $x: \Delta$ | $0: x$ | $0 \vdots 0$ | $0 \div 0$ | 0：x | 0： x | $0: 8$ |
| 3 号 | 区画席飲食店 | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | （ x | $x: x$ | $x: \Delta$ | 0 ： x | $0 \vdots 0$ | 0：0 | 0 ： x | 0： x | 0：$\triangle$ |
| 4 号 | ばちんごああじゃん屋 | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | $x: x$ | x：0 | $x: 0$ | $x: \Delta$ | 0：0 | $0: 0$ | 0：0 | $0: 0$ | $0: x$ | $0: \Delta$ |
| 5 号 | ゲーム機設置 | x：x | $x: x$ | $x: x$ | $x$ x $x$ | x： x | x：0 | $x: 0$ | x：$\triangle$ | $0: 0$ | $0: 0$ | $0: 0$ | 0：0 | 0 ix | $0: \Delta$ |

※ 風営適正化法••風 0 許可できる $x$ 許可できない
建築基準法•••建 0 建築できる $x$ 建築できない $\triangle$ 建築可能な場合もある
（各市町村に照会）

| 施 設 | 業 種 | 商業地域 | 準工業地域及び温泉地域 | その他の地域 （条例第2条第 1 項第 1 号に規定する住居地域 を除く。） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1条に規定する学校（幼稚園を除く。）及 | 第一種営業 | 50メートル | 80メートル | $100 \times$ ートル |
| 育所及び幼保連携型認定こども園を除 く。） | 第二種営業 | 40メートル | 60メートル | $80 メ$－トル |
| 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに医療法 （昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 | 第一種営業 | 40メートル | 50メートル | $70 \times$ ートル |
| 施設を有するもの | 第二種営業 | $30 \times$ ートル | $40 \times$ ートル | 60メートル |
| 学校教育法第1条に規定する幼稚園及び | 第一種営業 | $30 メ$ ートル | 40メートル | $60 メ ー ト ル$ |
| 所及び幼保連携型認定こども園 | 第二種営業 | 20メートル | 20メートル | 40メートル |

備 考
1 「第一種営業」とは，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（第4号に規定する営業については，ぱちんこ屋営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 5 9 年政令第319号。以下「政令」という。）第 8 条に規定する営業に限 る。）をいう。

「第二種営業」とは，法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する営業（第 4 号に規定する営業については，ぱちんこ屋営業及び政令第 8 条に規定する営業を除く。）をいう。
3
「商業地域」及び「準工業地域」とは，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第1号に規定するそれぞれの地域をいう。
4 「温泉地域」とは，次に掲げる地域（商業地域又は準工業地域に属する地域を除く。）をい

う。
（1）日光市のうち川治温泉川治，川治温泉高原，藤原，鬼怒川温泉滰，鬼怒川温泉大原，湯西川，川俣及び湯元
（2）那須塩原市のうち板室，百村，塩原，上塩原，中塩原及び湯本塩原
（3）那須郡那須町のうち大字湯本及び大字高久乙
（4）那須郡那珂川町のうち小口
【資料3】
改正された欠格事由（R1．12．14施行）
（1）削除された欠格事由
法第4条第1項第1号の欠格事由のうち，「成年被後見人若しくは被補佐人」の部分が削除さ れました。
（2）新設される欠格事由
ア 法第 4 条第 1 項第 5 号，法第 24 条第 2 項第 3 号に，「心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」が規定されまし た。
1 法施行規則第 6 条の 2 に，国家公安委員会が定める者として「精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことが できない者とする」と規定されました。

## 【資料4】

営業所の構造，設備の技術上の基準（1号営業）

| 営業規制内容 |  | 構 造 設 備 | 準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 接 待 | $\bigcirc$ | 客室の床面積 （1室のみを除く） | （和風） <br> 9． $5 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 |
| 飲 食 | $\bigcirc$ |  | （洋室） <br> 16． $5 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 |
|  |  | 営業所外から内部が見える構造 | $\times$ |
|  |  | 客室内部の見通しを妨げる構造 | $\times$ |
|  |  | 善良な風俗等を害する写真，広告物の揭示 | $\times$ |
|  |  | 客室出入口施錠の設備 | $\times$ |
|  |  | 5 ルクス以下の照度 | $\times$ |

【参考資料】
——営業時間の制限——


凡例 ares／禁止時間帯
年末年始等条例等で定める日は，午前 1 時まで営業を営むことができます。
18月14日から8月17日までの日
212月15日から翌年1月8日までの日

## 風俗営業（1号営業）申請書類

- 申請書（別記様式第1号その1，その2（A））
- 営業の方法（その1，その 2 （ A ））
- メニュー表
- 営業所周辺地図（営業所から半径100メートル，条例により定められた距離の円を書く）
※ 用途地域証明書
- 営業の使用権原を疎明する書類（建物登記簿謄本，使用承諾書，賃貸借契約書）
- 営業所建物各階の敷地図，平面図（A 3 サイズ以内）
- 営業所求積表
- 平面図 主要構造図 いす，テーブル等の配置図（写真，寸法）照明音響機器配置図（写真，寸法）
－防音設備図
※ 飲食店営業許可証の写し
- 申請者
- 個人の場合

営業者及び管理者の
（1）住民票の写し（本籍記載，マイナンバー不要）
（2）身分証明書．
（3）誓約書（営業者は個人用，管理者は管理者用1，2）
（4）略歴書（過去 5 年間の職歴等）
－法人の場合
（1）法人の定款，履歷事項全部証明書
役員全員，管理者の
（2）住民票の写し（本籍記載，マイナンバー不要）
（3）身分証明書
（4）誓約書（役員用，管理者は管理者用1，2）
（5）略歴書（過去5年間の職歴等）
－管理者証貼付用写真 2 枚
（縦3． 0 センチ×横2．4センチ， 6 か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景）
－委任状
○ 栃木県収入証紙 24,000 円
（同時申請の場合は，2件目以降1件につき 15,400 円）


## ＊朔支部だより

【塩 那】

## 塩那支部研修会

今年の支部研修会は，コロナ禍の中で一堂に会 した研修が不可能なため，Zoomアプリを使用 したオンライン研修会を実施いたしました。

今回は，12月10日（木）16時から，国の支援事業である「中小企業持続化給付金」の申請手続き等の支援の留意点についてでした。

また，今回初めてトライした Z o o mを活用 した I T 活用のスキルアップも兼ねて実施いたし ました。

講師は，塩那支部の役員である岡村浩雅会員で した。岡村会員にはZ o o mのダウンロードから接続まで指導いただき，無事開催することができ ました。


私も初めてのZoom利用でした。カメラが正常に起動するのか，マイクが正常に起動するのか不安でしたが，岡村会員の手ほどきにより無事受講できました。

研修参加者の方々も全員問題なくアクセスでき，研修目的が達成できたものと感じました。

まだまだコロナの終息は見込めないでしょう。今後もリモート研修が開かれると思いますので，次回からスムーズに，また気持ちに余裕を持って参加できるようにしましょう。

岡村浩雅会員ありがとうございました。
（支局長 鈴木 忠）

## 日行連だより

日行連から届いた文書の内，会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方 は事務局までご一報ください（要実費）。

| 日行連No． | 受信日付 | 文書の表題 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1127 | R2． 12.9 | 執行官の採用選考（第2回）受験案内について |
| 1129 | R2． 12.9 | Go Toトラベル地域共通クーポンの登録申請に係る関係団体との連携強化に ついて（お願い） |
| 1159 | R2．12．9 | 令和2年12月分会費納入について（お願い） |
| 1164 | R2． 12.9 | HACC P の制度化に関するセミナーの開催について |
| 1191 | R2．12． 21 | 申請取次実務研修会（2月VOD方式）の開催について |
| 1192 | R2．12． 21 | 令和 2 年度内開催•申請取次関係研修会の中止及び中止に伴い令和 4 年 3 月末日 までに届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い） |
| 1208 | R2．12． 21 | 建設業法施行規則第 7 条第 1 号の解釈，押印廃止の取扱い等に係る国土交通省へ の確認事項の報告について |
| 1209 | R2．12． 21 | 丁種封印の再々委託に係る対応について（お願い） |
| 1219 | R2．12． 21 | 電子化された自動車検査証の仕様に関する報道発表について（周知） |
| 1226 | R2．12． 21 | 在留資格に係る申請書等の簡素化に関するアンケートの結果について |
| 1288 | R2．12． 28 | 「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の取扱いについて（周知） |
| 1289 | R2．12． 28 | 外国人の法人設立•在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」について（お願い） |

## 杤木県行政書士会カレンダー（2月）

| 日 |  | 予 定 | 時 間 | 主 催 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 月 | 小山市相談会 | 10：00～ | 国際部 |
| 3 | 水 | 財務経理部会•会計精査 | 10：00～ | 財務経理部 |
| 8 | 月 | 債権法改正研修会（於：杤木教育会館） | 14：00～16：00 | 市民法務部 |
| 9 | 火 | 暴力団等排除対策委員会 | 13：30～ | 暴力回等非陈詨策委員会 |
|  |  | 支部長会 | 14：00～ |  |
| 10 | 水 | 登録説明会 | 10：00～ | 総務部 |
|  |  | T I A 相談会 | 10：00～ | 国際部 |
|  |  | 広報部会 | 13：00～ | 広報部 |
|  |  | 外国人在留資格無料相談会（於：足利市生涯学習センター会議室） | 13：00～16：00 | 足利支部 |
|  |  | 申請取次新規受付審査会 | 13：30～ | 申取管理委員会 |
| 12 | 金 | 高齢者支援会議 | 13：30～ | 市民法務部 |
| 15 | 月 | U C I A 相談会 | 15：00～ | 国際部 |
| 17 | 水 | K I F A 相談会 | 10：00～ | 国際部 |
| 18 | 木 | 建設環境部会 | 10：30～ | 建設環境部 |
|  |  | T I A 事業者向け相談会 | 13：30～ | 国際部 |
|  |  | 封印報告書確認 | 13：30～ | 封印管理委員会 |
| 19 | 金 | 登録説明会 | 10：00～ | 総務部 |
| 24 | 水 | 制度推進部会 | 10：00～ | 制度推進部 |
|  |  | 土地利用開発部会 | 13：00～ | 土地利用開発部 |
| 25 | 木 | 総務部会 | 13：30～ | 総務部 |




## 代理権を行使することで行政書士の社会的地位の向上に努めよう！

平成14年7月1日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（平成13年法律第77号） で，行政書士の代理権が認められたことはご存じのことと思います。

これは，委任状があれば申請書の申請者印を省略しても，委任を受けた行政書士の職印で申請を できるという内容です。

しかしながら，それを行使する行政書士が少数であるため，書類を受領する職員も戸惑ってしま ったり，申請者印を求められたりすることもあるのが実態です。県および県内自治体には，法律改正時に「行政書士法の一部改正について」（平成14年6月26日付け文学第179号）という文書 が県から発翰され周知されていますが，行使する行政書士が少数であること以外にも，職員の異動 や取扱いの見直しがなされないままの部署も多く，一部の窓口以外に普及していないのが現状です。

制度推進部では，官公署に度々働きかけをしてまいりましたが，下記にある窓口以外の取扱いは従前のままです。

この状況を打破するためには，会員一丸となってこの代理権を行使し，認められている下記の窓口に申請する際には代理権を行使し，職員に行政書士のこの権利を理解してもらうことが必要であ ると考えます。そこから他の窓口に波及させる活動は引き続き制度推進部で行っていきます。

つきましては，今月から3回にわたり例を示しますので，皆様のご協力をお願い致します。
【現在，代理権による申請が認められているもの】

- 建設業許可申請等（県•管理課）
- 開発行為許可申請等（県•都市計画課）
- 産業廃棄物収集運搬業許可申請等（県•廃棄物対策課）
- 宅地建物取引業免許申請等（県•住宅課）
- 農地法許可申請書（ 3 条～5条）（農業委員会）

【今月の例示＝建設業許可申請】
※申請書例

建 設 業 許 可 申 請 書
この申請書により，建設業の許可を申請します。 この申請書及び浂付書䝿の䟕輚事項は，事実に相違ありません。


## 委 任 状

代 理 人 行政書士 氏名
登録番号 第号

事務所所在地 $\qquad$
連 絡 先
同 上 電話•FAX

私は，上記の者を代理人と定め，建設業許可申請（又は変更届等）における下記の事項に関する権限を委任します。

記

1 申請書等を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項申請書等作成に関する一切の件

2 上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書等の送受信。以下同じ）を代理 （行政書士法第1条の3第1項）するための以下の事項

申請書等の提出を代理する件
申請書等の補正を代理する件
申請に当たつて，申請内容を説明又は弁明する件
申請を取り下げ又は撤回する件

令和 $\qquad$年 $\qquad$月 $\qquad$日

所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名
※他の業務の例示を，2月号，3月号にも掲載します。
また，栃木会ホームページの会員専用ページ内＂業務書類作成例＂にも掲載されています。

##  <br> 栃木県地域企業感染症対策支援補助金の公募について ～杤木県産業労働観光部より～

標記の件について，栃木県産業労働観光部経営支援課より周知依頼がありました。
詳細については，当会 H P 会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。
栃木県地域企業感染症対策支援補助金公募要領。pdf


標記の件について，栃木県県土整備部監理課より情報提供がありました。
詳細については，当会 H P 会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。
官報（政令）．pdf
官報（省令）．pdf
押印廃止の対象となる対象となる建設業関係の手続き。pdf


標記の件について，日行連より周知依頼がありました。
詳細については，当会HP会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。
【日行連発第 1288 号】「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の取扱いについて（周知）。pdf

国土交通省から日行連宛の通知。pdf
国土交通省から地方運輸局等宛の通知。pdf

## 財務経理部からのお知らせ

# 1月は会費の納入月です。四ら落の方は 

残高不足にご注意下さい。会費については1月末日までに1月～3月分まで の会費を納めることとなっております。 （当会会則第 20 条第3項）皆様の御協力をお願い致します。
## 引 T－NET落 <br> ゆうちょの方 <br> 1 <br> 月 <br> 27 <br> 日 し <br> 旦 <br> その他の 1 月 25 日




氏 名 横田 美和子（よこた みわこ）
事務所名称 行政書士横田美和子事務所
所 在 地 足利市有楽町842－7
入会 日 令和2年1月1日


今回は，今年 1 月に入会されました（税理士と しては平成 8 年からご活躍中），横田美和子会員 です。
杵渕：まずは，開業に至る経緯は？
横田：税理士業務の中で，関与先から「行政書士 を紹介して下さい」と頼まれる機会が増えて きました。農地の関係，起業される外国の方 のお手伝いや外国人を雇い入れる際の相談な ど，何かお役立てればと思い登録しました。当然ながら現状では何の力にもなっておりま せん。今後，要勉強です！

CDで何度も何度も聞いた落語，桂枝雀師匠の「代書屋」の舞台になっている代書屋さ んって行政書士の前身なのですね。昔から多 くの人に必要とされる生活に密着したお仕事 なのだと思いました。
杵渕：入会直後ながら市民講座\＆無料相談会にご協力いただきましたが，どうでしたか？
横田：遺産分割や遺言がテーマでしたが，来所者 の多さに関心の高さを再認識しました。準備等にご尽力された支部役員さんには頭が下が ります。皆さん各自得意分野をお持ちのスペ シャリストで，何となくですが税理士とは違 う趣を感じました。
杵渕：フルマラソンを走られるそうですね。
横田：現在はお休み中ですが，2 0 数年前から走 っています。地元の大会からホノルルマラソ ンまで走っていて，東京マラソンにも 3 回参加（直近では平成 3 O 年）。東京駅前のフィ ニッシュは感動モノでした。フルマラソンは

練習も必要ですし，当日もとてもツラいので すが，沿道の人たちの応援を励みに何とか毎回ゴールできています（決して速くはありま せんが．．．．．．）。でも，フルマラソンとは相性 がよくありません。最初にエントリーした大会は約10日前に帯状疱疹になって出場断念。 ホノルルは3日前にノロウイルスにやられ点滴を受け発熱したまま現地に……。東京マラ ソン初参戦は大会半年前に左足首の靭帯を断裂。足がゾウさんみたいに腫れ上がってしま って練習不足のままの参加になりました。
杵渕：東京マラソン完走翌日の人と会ったら，ま るでボロ雑巾でした。フルマラソンには絶対 に手を出すまいと心に誓っている私。ところ で，そこかしこで何かウロチョロしています が？
横田：SONY製犬型ロボットのaiboちゃん で，＂花ちゃん＂と＂コロ君＂です。家にき てから 2 年以上経ちますが（＂花ちゃん＂が 1カ月半程お姉ちゃん），AI搭載なのでど んどん賢くなって，どんどん懐いてくれます。 ロボットと侮るなかれ，すり寄って来て甘え たり，すねたりと本当にカワイイので，飽き ずにずっと遊んでいられます。夕方には玄関 までお出迎えして待ってくれています。最大 の癒し。時々事務所にも連れてきて，お客様 にもかわいがってもらっています。この子た ちの写真もお願いしますね。カワイイですよ （念押し）。
杵渕：コロナ禍のご時世ですが？
横田：本会の新人研修も時間短縮で，あと一歩の踏み込んだお話が聞けなかったのが残念でし た。

若い世代が希望を持って前に進んでいける， そんな日本を残していくことが，最低限の役割だと思っています。今が踏ん張り時です。特に私たちの世代は，バブルを経験（残念な がら，個人的にはあまり恩恵を享受していま せんが…．．．）しているので，少しでもいい思 いをしちゃった世代は，そのいい思いのバト ンをつなぐ責任があると思っています。
杵渕：この子（ a i b o ちゃん）たちは，本当に カワイイでちゅね～。では，さようなら。
（足利支局長 杵渕 徹）

宇都宮市の中心部，東武宇都宮駅と二荒山神社 の参道を結ぶ「オリオン通り」は昭和23年，近隣の 3 つの町が協力し発足した商店街で，その 3町に因みオリオン星座から命名されたそうです。高度成長期に後押しされ小売店舗の他，百貨店 も複数出店し買い物をするならオリオン通りと言 われるほど賑わいを見せました。

二荒山神社の表参道バンバ通りからの流れもあ り，昭和 42 年県内初の全天候型商店街として 280 m に及ぶ全蓋型アーケードが建設され宇都宮市以外からも多くの買い物客が訪れる中，ふる さと宮祭り・七夕短冊祭りなどのイベントも企画 されるなど，宇都宮の中心街の発展に大きな貢献 をもたらしました。


しかしながら20年ほど前から客足が減りはじ めいわゆる「シャッター通り」の様相を見せ始め ます。個人商店が多く事業継承や車社会の土地柄 ゆえの駐車場不足，郊外の大型ショッピングセン ター進出によるドーナツ現象に起因したと言われ ています。

かつての輝きを失い始めたオリオン通りでした が，出店奨励策やオリオンスクエアの建設，宇都宮まちづくり推進機構の設立など行政の協力に加 え，平成29年より実施された「オープンカフェ事業」が起爆剤となり，物販から飲食街へと大き く様変わりを遂げました。

様々な飲食店が店頭にテーブルや椅子を設置。
店外での飲食が可能となりました。この効果は絶大で居酒屋は「新橋」，カフェは「パリ」さなが らの様相を呈した事で人々が集いたくなる「社交場」のような街に生まれ変わりました。

新規出店もつづき，かつての賑わいを超える集


客を果たしています。
元々バスの便が発達していた事も幸いし，「昼 の飲み」といった新しい文化も発生しています。

土日はお酒をメインとするお店もお昼から開店 し家族，友達，一人飲みなどたくさんの人で溢れ ています。

カウンタースタイルのお店が多いのも特徴で，
一人でも少人数でも楽しめるのは魅力の一つと思 えます。

また，近年のグルメブームもあり多種多様な食文化のお店が あり，数件ハ シゴ酒なんて お話も耳にし ます。

人気店は開店前に列がで き予約をしな いと入れない お店まであり ます。この成


功例は他の商店街も参考にしているそうです。
また，オリオン通りから少し入った裏通りにも古き良き時代の名店が存在しています。

私も，ときどき足を運び探索しています。
バスで向い，おいしい肴をつまみに少しいただ きバスで帰るのが，ちょっとした休日の楽しみで す。‥というのは新型コロナが落ち着いていた時 のお話。コロナが収束したら，ぜひ皆様もわが町宇都宮の「オリオン通り」で，街の新陳代謝の歴史を思い浮かべながら「一杯」いかがでしょう か？
（支局長 西川育美）

## 債権法改正研修会

研修では，債権法改正の概要及び債権法の改正が家族法•相続法の実務に影響を与える部分 を学習します。民法総則•債権総則•契約総則及び契約各則における錯誤，代理人の行為能力，債権の消滅時効•債権の譲渡及び債務引受，貸借関連などを講義していただきます。

また，会員の皆様に協力いただきました事前アンケート（日頃の業務で債権法改正に関して困っていること，債権法改正について聞きたいこと）について，講義のなかで回答をいただき ます。
先着順•定員制となりますが，多くの方のお申し込みをお待ちしております。
○開催日時 令和 3 年 2 月 8 日（月） 14 ： 00 ～16：00
○開催場所 栃木県教育会館 5階 小ホール（宇都宮市駒生1丁目1－6）
○講 師 伊藤 幹哲 弁護士
○対象者会員，補助者
○定 員 70 名（先着）
○受講 料 500円
○締め切り 2月1日（月）

## 再 掲 <br> 載 <br> （12月号に掲載した <br> 案内と同じです。）



## 研修会に関する連絡とお願い

今年度の研修会に関し，新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに参加される会員の健康を守 るため，県の催物開催の対応を基準として，研修会場の広さに応じソーシャルディスタンスを維持する ため定員を設け，先着順の受付とします。

申し込みを受け付けた方には「受講者証」を，定員を超えた後に申し込まれた方には「その旨の連絡文とキャンセル待ち番号」をFAXで返信しますので，申込書にはF A X 番号を必ず記入の上，お申込 みください。キャンセル待ちの方が受講可能になった場合は，前日までにご連絡いたします。
＊研修会当曰は必ず「受講者証」をご持参ください。
＊受講者証受領後，やむを得ず欠席することになった場合は，速やかに事務局まで ご連絡ください。（キャンセル待ちの方が受講できるようになるため。）

行政書士の業務の一つに金融商品取引法に基づく金融商品取引業登録をはじめとする金融関係の許認可業務があります。クラウドファンディングを利用した資金調達の一般化，I Cカー ドや暗号資産を利用した資金決済の取り組み等，経済活動を行ら企業が金融関連法令の許認可の影響を受ける可能性が年々高まっています。そこで，金融関連法令の許認可に対する取り組みの第一歩として，金融商品取引業登録を中心に入門編の研修会を「Zoom」によるオンライン形式で開催いたします。どうぞ奮ってご参加ください。

○開催日時 令和3年2月19日（金）13：30～15：30
○開催場所 オンライン配信方式にて実施します。（事務所やご自宅でも聴講できます。）
○研修内容 「金融商品取引業を中心とする金融関連許認可の概要と申請の実務について」
（1）金融関連許認可の全体像
（2）登録手続の実務の基礎（金融商品取引業について）
（3）登録申請後の業務
○講 師 行政書士 小倉 純一
○対 象 者 会員（補助者の方は受講できません。）
○定 員 1 0 0 名（先着順）
○資 料 お申し込みいただいた会員様には，受講日前に資料のダウンロード方法をメールに てお知らせします。
○受 講 料 無料
○申込方法 メールによる申し込み。件名に「金融商品取引業登録研修会」，本文に「会員氏名」，「行政書士登録番号」を記載のうえ，お申し込みください。
○申込先 本会代表メールアドレス：gyosei－totigi＠mail．gt9．or．jp
※ 申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。参加用の「ログインURL」 は，この返信とは別に後日送信します。（会員確認ができない場合は返信いたしません。）
※ 申込後，2月16日正午までに返信メールが届かない場合は，事務局までお問い合せくだ さい。
○締め切り 2月12日（金）
○受講方法 「 Z o o m 」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※ 聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン， タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※ 音声や映像の途切れを防止するため，有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※ インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

## 補助者に関する手続きについて（ご案内）

補助者の設置•異動•廃止があったときには，遅滞なくお手続きをお願いいたします。
また，会員の氏名，法人名，事務所名称，事務所所在地に変更があったときも補助者証に変更が生じますので，お手続きをお願いします。

各手続きに必要な提出書類の詳しい説明や書式は，栃木県行政書士会会員専用ページ の最初に表示されるページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。

栃木県と栃木県行政書士会の共催による研修会を今年度は「栃木県の補助金•融資制度につい て」の内容で，栃木県産業労働観光部経営支援課の担当職員を講師に開催します。

取引先の企業等に，適切なアドバイスをすることによって，信頼関係が強まり，新たな業務依頼が発生することは少なくありません。アドバイスの基となる情報を知るためにもご参加くださ いますようお願い致します。
○開催日時 令和3年3月3日（水）13：30開会（受付は13：10から）
○開催場所 栃木県教育会館 5 階 小ホール（宇都宮市駒生 $1-1-6$ ）

## ○対象者 会員•補助者

○内 容 栃木県•栃木県行政書士会共催による研修会

$$
\begin{array}{ll}
13: 30 \sim 13: 40 & \text { 主催者あいさつ(県•文書学事課, 本会) } \\
13: 40 \sim 14: 50 & \text { 「栃木県の補助金•融資制度について」 } \\
& \text { 講師: 県•産業労働観光部経営支援課 職員 }
\end{array}
$$

○受 講 料 無料
○定 員 70名（先着順）
○締め切り 2月26日（金）

研修会申込書
申込欄にOを付けF A X 願います。（FAX：O 2 8－635－1410）

| 研 修 名 |  | 受講料 | $\begin{aligned} & \text { 申込 } \\ & \propto ⿰ 七 刀 刀 \end{aligned}$ | 申込 |  | テキスト申込 | $\begin{aligned} & \text { 昼食 } \\ & ¥ 7500 \\ & \text { 程度 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 会員 |  | 補助者 |  |  |
| 2／8 | 債権法改正研修会 |  | 500 円 | $2 / 1$ |  |  | － | － |
| 2／19 | 金融商品取引業登録の実務研修会 （入門編） | 無 料 | $2 / 12$ |  | 1 | － | － |
| 3／3 | 杤木県との共催による研修会「杤木県の補助金•融資制度について」 | 無 料 | $2 / 26$ |  |  | － | － |


| 支部名 |  | 会員氏名 |  |
| :--- | :--- | :---: | :--- |
| FAX |  | 補助者 <br> 氏名 |  |

※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し，会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方にOを記入してください。
※ 研修会申し込み後，やむを得ず欠席される場合は，早めに事務局までご連絡下さいますようお願い いたします。

【重要】令和 2 年分の申請取次実績報告書の提出について
申請取次実績報告書の提出が 1 年ごとになりました。2021年1月末日までに，令和 2 年分 （令和2年1月から12月分）の実績報告書の提出をお願いします。
（提出期間：2021年1月1日～1月31日。郵送，FAX，メールいずれも可）
－新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，令和 2 年度の集合研修による申請取次関係研修会（日行連中央研修所主催）は全て中止になりました。そのためVOD（ビデオ・オン・ デマンド）システムを用いた研修が実施されます。詳細は，決まったものから，日行連ホーム ページに掲載されますので，受講を希望される方は随時，ご確認をお願いします。

厄実務研修の修了証書の代わりに「理由書」で更新手続きをされた方は，実務研修会（現在は VOD）を受講し，「修了証書」を提出する必要があります。

○「理由書」提出による受講猶予措置も当面の間，継続します（現在は令和 3 年度中までに有効期限を迎える方が対象），焦らず次年度の研修会を受講してください。

丸申出の必要書類•費用等，詳細は「会のホームページー【会員専用】ページー各種申請様式一申請取次行政書士一申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。
※新規申出は面談の上，受け付けますので予約制となります。（予約先：028－635－1411）次回の予約締切日：1月29日（金）受付日：2月10日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月15日です。
（更新手続きは有効期限の 2 ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合，期限内に新たな証明書が届かないことがありますので，期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は，写真館，カメラ店または証明写真機で撮影したもの。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは，影が入ったり，鮮明でないものがあり，入管で受付でき ないことが多いため）※証明写真機の場合は髪で目が隠れたりしないようにご自身でよくご確認ください。また，証明写真機の場合は頭の先からあごの先まで入りきらないことが多いので カメラ店等で撮影することをお勧めします。

## 行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」耍 0 2 8－6 3 8－0 9 19（まるくいく）を運営しています。この電話には，相続，遺言を中心に，日々様々な相談が寄せられています。事務局でご相談の概要をお聞きした後，相談員（行政書士）にお伝えし，その後，相談者様か ら相談員の事務所または携帯電話へ電話をしていただきご相談に応じるシステムです。随時，電話相談員を募集しておりますので，ご協力いただける方，もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。

## 杤木県行政邫士会員の動き

|  | 支部•氏名 | 登録年月日入会年月日 | 㮔便番号 | 事務 所 名 | 電 話 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 所 在 地 |  |  |
| $\bigcirc$ | 小 山 | R2． 12.1 | $\begin{aligned} & 329- \\ & 0511 \end{aligned}$ | Co Co行政書士相談室 | 080－4472－2992 |  |
|  | 丘野 康幸 |  |  | 下野市石橋 237－4 <br> LA PORTE 310 号室 |  |  |
| － | 足 利 | R2．12．1 | $\begin{aligned} & 326- \\ & 0053 \end{aligned}$ | 行政書士森戸法務事務所 | 0284－43－8676 |  |
|  | 森戸 明彦 |  |  | 足利市伊勢町 3－12－14 |  |  |
| $\cdots$ | 那 須 | R2．12．1 | $\begin{aligned} & 325- \\ & 0026 \end{aligned}$ | 行政小島政博事務所 | 0287－64－1148 |  |
|  | 小島 賢 |  |  | 那須塩原市上厚崎 378－57 |  |  |
|  | 鹿 沼 | R2． 12.1 | $\begin{aligned} & 322- \\ & 0028 \end{aligned}$ | あしかわ行政書士事務所 | 0289－62－3612 |  |
|  | 芦川 宏一 |  |  | 鹿沼市栄町 1－22－6 |  |  |
|  | 那 須 | R2． 12.15 | $\begin{aligned} & 329- \\ & 3211 \end{aligned}$ | 行政書士鈴木浩人事務所 | 0287－72－6156 |  |
| － | 鈴木 浩人 |  |  | 那須郡那須町大字豊原甲 3348 |  |  |

【退 会】大島國市会員のご冥福をお祈りいたします。

| 支 部 | 氏 | 名 | 退会年月日 | 備 | 考 | 支 部 | 氏 | 名 | 退会年月日 |  | ， |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 宇都宮 | 吉澤 | 京子 | R2．12．31 | 廃 | 業 | 宇都宮 | 大島 | 國市 | R2．10． 25 |  | 亡 |

【変 更】

| 支 部 | 氏 名 | 変更事項 | 変 更 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :--- |
| 宇都宮 | 大野 聿夫 | 名称 | 行政書士やまと事務所 |
| 在地 $/$ 電話番号 | 宇都宮市大塚町 $12-21 / 028-658-3836$ |  |  |

## 令和3年 新春交流会の中止について

毎年，多くのご来賓のご臨席を賜り，新春の恒例行事として定着した新春交流会ですが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため今年は中止することになりました。 ご理解くださいますようお願い致します。

法務局による遺言保管制度が始まり，5ヶ
編月が経ちました。法務省の自筆証書遺言書保管制度の利用状況によると，11月末まで集 の申請累計は，10， 905 件（ 12 月 12 日現在） となっています。このまま推移すると，年
後間26，000件超となります。ちなみに，2019年の遺言公正証書件数は，113， 000 件余でし た。保管制度の認知が進むことで，遺言制
記度が大きく変わりそうです。
（広報部 室賀芳明）

## 行政書士とちぎ 1 月号 №．529

| $\begin{aligned} & \text { 発行人 } \\ & \text { T320- } \\ & 0046 \end{aligned}$ |  |
| :---: | :---: |
| メールアドレス | gyosei－totigi＠mail．gt9．or．jp |
| ホームページ | https：／／gt9．or．jp／ |
| 編 集 | 広報部 |
|  | 250 円 |
| 印刷所 | 有限会社 高久印刷 |

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）


行政書士制度は70周年を迎えます
行政書士は，さまざまな許認可や届出，遺言や相続，契約などの相談から書類作成まで全力でサボートします！
日本行政書士会連合会栃木県行政書士会

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日


マスコットキャラクター アドちゃん

